

札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

令和2年10月23日
危機管理対策室長決裁

(設置)

第1条 札幌市において発生した新型コロナウイルス感染症又はその疑いのある事例に対して、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、感染状況の分析や感染防止対策の検討等に係る意見等を聴取する札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 会議では、次に掲げる事項について意見等を聴取する。

- (1) 本市が講じた新型コロナウイルス感染症対策に関する事項
- (2) その他本市が講ずる新型コロナウイルス感染症対策の推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 会議は、感染症による重大な健康被害を防止するため、起因病原体の感染性、感染経路や施設等における集団感染対策などの専門的知識や社会経済への影響に係る知見等を有する者の中から市長が委嘱する者をもって組織する。

2 前項で委嘱する委員の数は、10人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、毎年度末までとする。

- 2 委員の都合等により年度途中で退任した場合、市長は残任期間において新たに委員を委嘱することができる。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 会議には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、議事を進行する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、危機管理監が必要と認めた場合に招集する。

- 2 会議は、委員（次項の規定に基づき、代理出席を認められた者を含む。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ危機管理監に届出の上で代理人を出席させることができる。この場合において、代理

人は、会議が開かれる前に委任状を危機管理監に提出しなければならない。

- 4 危機管理監が必要と認めたときは、オブザーバーとして、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝 礼)

第8条 会議の出席に対する委員の謝礼は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表中「専門委員」に定める報酬日額とする。

- 2 第6条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝礼を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき、オブザーバーが会議に出席したときは、オブザーバーに対して委員と同額の謝礼を支給することができる。

(庶 務)

第9条 会議の庶務は、危機管理局が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、危機管理局感染症対策室長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。